

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第1号

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程

新潟市水道事業会計規程（昭和52年新潟市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第2項及び第4項中「別表」の次に「第1」を加える。

第3条中「（以下「管理者」という。）」を「（第4条を除き、以下「管理者」という。）」に改め、「別表」の次に「第1」を加える。

第9条第2項中「過誤」を「各課の長は、過誤」に改める。

第18条第2項中「調定をするときは」の次に「、収入調定書及び添付資料により」を加え、「た書類を添付し、収入調定書に管理者の決裁を受け」を削り、同条第3項中「、前項の規定により管理者の決裁を受けた場合は」を削る。

第24条中「し、当該書類を添付して管理者の決裁を受けなければならない」を「する」に改める。

第25条中「振替伝票を発行し」を削り、「管理者の決裁を受けて」を「振替伝票を発行し、」に改める。

第27条第1項中「次の各号」を「地方公営企業法施行令第21条の3第1項第1号及び2号」に改め、次のただし書きを加え、同条同項第1号及び第2号を削る。

ただし、持参人払式の小切手等については、支払地が新潟市内であるもの又は支払地が新潟市外である取扱金融機関が支払が確実であると認めたものに限る。

第28条第4項中「添付して管理者の決裁を受け」を「作成し」に改める。

第 29 条中「した場合」を「又は」に改める。

第 30 条第 1 項中「文書によつて管理者の決裁を受け」を「伺文書を作成し」に改め、「なければならない。」の次に「この場合、当該行為の内容及び金額に応じて、別表第 2 に従い合議を行うものとする。」を加え、同条第 2 項中「、当該書類を添えて管理者の決裁を受け」を削る。

第 31 条中「して管理者の決裁を受けなければならない」を「する」に改める。

第 42 条中「、当該書類を添付して管理者の決裁を受けるとともに」を削る。

第 48 条第 1 項中「管理者の決裁を受けるとともに」を削る。

第 49 条中「し、管理者の決裁を受けなければならない」を「する」に改める。

第 54 条及び第 57 条第 1 項中「管理者の決裁を受けて」を削る。

第 61 条中「し、その払出しについて管理者の決裁を受けなければならない」を「する」に改める。

第 64 条第 1 項中「管理者の決裁を受けて」を削る。

第 69 条中「管理者の決裁を受けるとともに、」を削る。

第 70 条第 1 項中「管理者の決裁を受けて」を削る。

第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 82 条第 1 項中「により管理者の決裁を受けなければならない」を「を添付すること」に改める。

第 86 条中「により管理者の決裁を受けなければならない」を「を添付すること」に改める。

第 94 条第 1 項中「経営管理課長及び」を削る。

第 100 条中「あらかじめその年数について管理者の決裁を受けなければならない。」を「その年数についてはその都度、管理者が定めるものとする。」に改める。

第 103 条第 3 項中「し管理者の決裁を受けなければならない」を「する」に改める。

第 108 条第 1 項中「予算伝票に」を削り、「て管理者の決裁を受け」を「た予算伝票を発行し」に改める。

第 109 条第 1 項中「により管理者の決裁を受けなければならない」を「を作成する」に改める。

第 110 条中「して管理者の決裁を受けなければならない」を「する」に改める。

第 115 条中「し、管理者の決裁を受けなければならない」を「する」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 30 条関係）

	総務部長	経営管理課長	経理課長	技術部長	技術管理室長
購入伺	500 万円以上	10 万円以上	10 万円以上	—	—
委託伺	1,000 万円以上	100 万円超	100 万円超	—	—
委託伺の 伺額の変更	変更伺額が 300 万円以上	経理課で 契約締結 したもの	経理課で 契約締結 したもの	—	—
賃借伺	1,000 万円以上	80 万円超	80 万円超	—	—
賃借伺の 伺額の変更	変更伺額が 300 万円以上	経理課で 契約締結 したもの	経理課で 契約締結 したもの	—	—
施工伺	1,000 万円以上	250 万円超	250 万円超	1,000 万円以 上	250 万円超
施工伺の 伺額の変更	変更伺額が 300 万円以上	経理課で 契約締結 したもの	経理課で 契約締結 したもの	変更伺額が 300 万円以上	経理課で 契約締結 したもの

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。